

茂原の別働隊は、三浦帯刀を隊長として藻原寺東寺院を役所とし、四方の豪農宅へ押入っては金品を強奪した。元治元年（一八六四年）一月十五日上永吉の千葉弥次馬家も襲われたという。

徳川幕府は事態を重視して関東取締役馬場俊蔵、渡辺慎次郎等に討伐を命じ、更に岩代国福島城主板倉勝頭、下総国佐倉城主田陸繼、同多古城主松平勝行、上総国一宮城主加納久恒に対して討伐を命じた。この討伐軍は元治元年一月十七日を期して一斉に行動を起し、東金城主板倉内膳正は手法を持って新開に向い、多古城主松平豊後守は八日市場を攻め、一宮城主加納備中等は茂原に向い、佐倉城主堀田侯は後援であった。大村屋楼上で酒宴中の楠音次郎、沢田正三郎自刃して死んだ。一方加納備中守は次の四隊を編成して茂原の別働隊の討伐に向った。

- 沓番 物頭 吉川日出之助
- 足輕 小河 才助
- 外十八人
- 貳番 諸上 小池源之丞
- 外二十九人
- 参番 岡田順之助
- 外二十九人
- 四番 玉前大明神社人 田中 但馬
- 外十九人
- 総計 百人

これと知った真忠組は、いち早く逃走したので、これを追い刺金村（現白子町）で矢部重吾を討捨て、三浦帯刀、大木八郎、千葉源

次郎、大高泰助、大山重助を逮捕した。

差上申一札之事
今般当所に罷在候浪人ども為御召捕御出役之処、逃亡候に付、居所御改之処、左品捨有之
一、劍術稽古道具 沓組 一、短刀 沓本 合薬 一、百廿目 右之通り私ども為御立合御見分之処、相違無御座候、依之 一札差上申如件

- 文久四年正月十七日
- 塩入義十郎知行所上総国長柄郡茂原村
- 組頭 逸作
- 同 妙光寺領
- 組頭 清兵衛
- 名主 金兵衛
- 加納備中守様御内
- 岡田順之助様

この場を逃れた者も後日、加納隊に逮捕されて真忠組は潰滅した。浪人共は豪家から、かすめ取ったという所持金を見ると、茂原分隊長三浦帯刀、四両沓分三朱、副隊長千葉源次郎、十六両貳朱、大鷹泰助、四十六両三分、大木八郎、五両三分貳朱、大山重助、沓両沓分、三浦帯刀は隊長として所持金も少なく恬淡であった。

当時の落首にこういふがある。
茂原から大鷹とんで一の宮
これを三浦が揚げる月星

天威之次第依之為鎮撫官兵被差向之間於其藩茂原援之心得ヲ以臨機出兵忠勤精相勸勤王之実効可相頭候監軍安場一平差遣候間諸般指應可相受之事

- 辰四月 総督 實 梁
- 副將 前 光

一宮藩江

頃日一種之兇党等処々屯会シ良民ヲ欺恣意暴行候趣不畏 天威言語通断之所業ニ候条右之徒等其領内ニ入込候ハバ、悉ク召捕置可訴少候。万一多人数手ニ余リ候節ハ近隣之各藩申合急速連繫取領民安堵可為致候事

- 辰四月 総督 團
- 副將 團

明治元 辰 閏四月十一日御達

松平豊前江就被 仰出候旨監軍安場一平明十一日巳刻大多喜城被差向候間 同藩重臣之者罷出相待可申候 此段同藩江相達可申候 副總督府 御沙汰 候事

明治元 辰 閏四月二十日御達

先般総房之地賊徒張拠ニ付進撃候御忽 走即今略及鎮定追々可巡撫処農事繁忙之状ニ会多少之軍兵引率束徒候○道路夫役之煩勞戊可有之旁今二十日凱旋候就而○毎○

明治時代

廢藩置県 慶応三年（一八六七年）十月、慶喜の大政奉還により、二百六十余年間つづいた徳川幕府は滅びた。江戸城の明け渡しは、翌明治元年四月十一日に行なわれたが、徳川方の中にはこれを不服とするものが多く、彼等はぞくぞくと江戸を脱出し、関東各地で徳川家恢復のために戦った。房総地方においても、若干の戦い、紛争はみられたが、大半は時勢に順応する態度をとった。

一宮地方における当時の世情は、一宮藩に下達された次の文書などからも十分に推察できる。
明治元 辰 四月二十一日御達
近日脱散之兇徒等房総地方ニ湊会シ到处暴行残賊良民ヲ欺キ不畏

朝命之通各藩大義弁別シ四民之教誨最可為緊要事
但今後草 姦軌勃起緩急之節〇四隣列藩共々〇応臨機之処分〇
然可有之事

明治元戊辰 五月四日御達

加納嘉元次郎

其方領地近伝無頼之悪徒等鋒起良民ヲ逆突候ニ付為鎮靜巨魁生殺
之權其方江可委任候間精々鎮撫至当ニ之処置可有之候事

閏戊辰 五月二十二日御達

加納嘉元次郎

過日以來旗下末々心得違ニ付

朝廷寛仁之御趣意不奉戴主人慶喜恭順之意ニ戻リ謹慎中之身ヲ以
脱走ニ及上野山内其外所々屯集官兵暗殺シ民財掠奪益兇暴〇逞〇
以官軍抗衝ハ実ニ不可赦之國賊之致ニ不被為得止誅代祖仰出候依
之領内取締而者勿論敵ニ兵備ヲ整賊徒落行候者有之節ハ速ニ可打
取方一不都合之儀於有之〇法度 御沙汰ニモ可被及小間精〇不行
届無之様尽力可有之旨

同十二月二十八日於東京御達

加納遠江守

其方領地近傍悪徒鎮靜之為巨魁生殺之權大総督々兼而委任有之候
処今度被免候事

公債証書(半額)で与えた。その後これらは金禄公債証書発行条例
の発布によって家禄制度を廃止するようになった。

明治四年七月十四日、在京の諸藩知事を召集して廢藩置縣の詔書
が発せられ、藩知事は免官された。だが、華族は家禄と身分は保障
されて東京に居住することになった。後任には、府(東京・京都・
大阪)には知事、県には県令が中央政府から任命された。これまで
の藩はすべて県となり、一宮藩も一宮県となったのであるが、その
後十一月には府県の廃合が行なわれ、全国の府県は三府七三県に整
理された。この時一宮県は廢されて木更津県に統合され、県庁は木
更津におかれ、柴原和が権令となっている。更に明治六年六月には
木更津県と印旛県とが合併し、千葉町に県庁がおかれ、柴原和が千
葉県権令に任ぜられたのである。



明治己巳年の二朱紙弊

この頃からい
ゆる「士族の商
法」が始まる。し
かし明治政府の士
族を中心とした、
殖産興業政策に影
響されて当地方に
も茶の栽培や養蚕
が起ってきた。

又県治実践録に
みられるようにこ

なお明治元年(一八六八年)四月、府藩県三治の制が定められ、
府県には知事をおき、藩は旧にやらしめた。同年七月に柴山典が安
房上総監察兼知事に任ぜられている。即ち、新政府によって没収さ
れた旧幕領等は、府県においてこれを治めさせ、その他の地は旧藩
主が支配するという、府県制と封建制の併存によったのである。

そして藩主はその藩の知事に任命され、形式上は天皇の一地方長
官となった。また版籍奉還を願っていない藩に対しては奉還が命
ぜられ、こうして翌三年までに奉還を終っている。一宮藩において
も明治二年六月、藩政改革を行ない、陣屋をもって藩庁となし、同
月加納久宣が藩知事に任ぜられている。

政府は諸藩の職制を統一し、藩政改革を推進すべく、明治元年十
月に藩治職制を定め、更に二年六月の版籍奉還承認直後には、藩知
事に藩政改革の項目を達している。

かくして藩知事の家禄は藩の収入の十分の一となり、公卿諸侯の
称を廢して華族とし、藩士の家格の区別を廢して士族、卒族の二階
級とした。各藩には知事のほかに大参事、小参事がおかれたり、藩
士の家禄の削減があり、俸禄はすべて米で渡されるようになった。
廢藩置縣による家禄の支出は、政府の負担となり、禄額の総計は、
国の歳出の三分の一を占むるにいたった。これが対策となったの
が、秩禄処分である。軍事の常識を失い、官途にもつけない士族に
は農商業に従事することをすすめ、禄高の五年分を一時賜金として
支給する外、明治六年(一八七三年)家禄俸還規制を發布し、家禄
を俸還する者には六年分の禄高を、産業資金として現金(半額)と

の頃から長柄郡一宮本郷村の産物としての「干鰯」「榨粕」が全国
的に有名になった。このことは当地方における民謡などの歌詞のな
かに漁業に関するものが数多くみられることによっても、往時の海
辺の賑わいが推察されるであろう。

しかしよく栄えた地曳網漁業も次第に新興の揚操漁業の進出にと
って代わられて衰退の道をたどることになる。このような事情は、
県史明治編に「漁民は生活困難におちいり、九十九里浜のごときは
ことにはなはだしく、郡民その他の救助金を義捐し、これにより
わずかに雨露をしのぐを得たり。鰯漁は内外ともに不漁なり」とあ
り、漁業は一般に年による豊凶差が大きいので、毎年このような状
態であったとは考えられぬが、当時の実状の一端はうかがえる。明
治初年頃の水稻の反収は三俵位が並作で、最高四俵位が豊作とされ
ていた。明治初年頃の米価は一駄三円五十銭程度である。

明治四年九月田畑勝手作りが許可され、房総各藩県でも管下の村
々にこれを布達している。適地適作に導くため、海外から作物を移
入して栽培試験を行ったり、西洋農具の購入、海外産肥料の輸入、
化学肥料の試製などにも意を用いた。

しかし洋式の農法に走るよりも在来の農法の長所を發展、普及さ
せる必要をさとした政府は、老農とよばれる農事熟練者を起用する
こととなった。老農とよばれた人々はいずれも長い間農業を営み、
経験と工夫で農事経営の新しい方法を考察・改良し、すぐれた品種
を作り出したのであり、多くは維新の際の各種の運動に関係せず、
ひたすら技術の改良に専念するというタイプであった。かれらの中

心に明治十年ごろから農談会が開かれるようになり、農業に熱心な地主達が集まり、経験・技術を交流して農事の改良に励んだ。

明治十一年農事通信の制度が実施され、十四年に農談会仮規則を、十五年に農産比較談話会規則を定めている。明治十七年勸業委員勸業会設立準則を定め、勸業委員は各郡内で一五〇名とし、その任務は受持部内の農工商の上進と県・郡の指導の処理、意見書、報告書の提出などであった。

県当局が農業政策の面で特に力をいれた「農事会」は十九年から二十年にかけて多く開催され、参加人員も多数にのぼり、寄与するところ大であったが、より強力な組織をもつ必要を感じ、県農会・郡農会・農業組合等が結成されたのである。明治二十四年にドイツの耕地整理法が紹介されてから、わが国でも近代的な耕地整理事業についての関心が高まり、三十二年に耕地整理法が制定され、千葉県では三十四年から四十一年までに四九カ所、五、五五九町が認可を受けて施工されている。一宮町においては三十九年にこれが行なわれているのである。

明治二十六年綱田の関宗助が梨苗八本を買い求めて庭に植え、その後百二十本に増植して梨作りの元祖となり、明治四十年には県下の模範果樹園に指定されている。

又明治四十年頃には片方廻りの馬耕が出現し、四十三年には杉山式馬耕が頭角を表わして能率をあげるようになった。

学制発布 万国とならび立つためには、人材を育てねばならぬという意見は早くから政府の中であり、明治二年に小学校設立の方

当時の就学状況は、学齢人口男百六十四名・女百五十四名に対して就学児童数は男三十八名・女五名、就学率は男二三パーセント・女三パーセントという状態であった。

教育は国民自らのものだから、国民は自費で教育をうけるべきだとの原則に立つ学制では、小学校で月五十銭、二十二銭、十二銭五厘の三種、中学校で五円五十銭の授業料をとることになってきたが、これは非常な高額であり、全部の児童から徴収することはできず、結局は地方税の増加と寄付金をわりあてることによってまかなうことになったのである。一宮本郷村においてもこれが議せられたことは、「学資金寄附金奨及及び証書類改正議案」によっても明らかであり、「莫しくは父兄たるもの皆其子弟の教育を受け孝悌忠信の道を覚知し子孫繁栄の基礎を得る資本なれば勉勵憤発せしめて学資を寄附あらしめんとす。」と述べられている。

県においても学制に沿って、模範小学校を設立して漸次普及させることとし、教師の養成を第一の目標にし、管内一斉に小学校を設立しようと企てるなどの働きがみられたが、安房・上総のように小藩点在の状態が、一貫した指導方針の欠如となってあらわれ、学事の普及に関しても種々の困難を伴ったことは安易に想像できるものである。寺小屋式の私塾での勉強を尊重するものが多く、小学校に入れることを嫌った父兄の考えは、従来の寺小屋で教えられる人倫道徳や実用的な習字、そろばんなどに対して、小学校での日常性に疎い勉強や、かなりむずかしい内容——世界に目を開かせる新鮮さ

針を指示し、四年に文部省が創設されるとわが国の学校制度全般に

わたる法令の起草に着手し、五年八月学制頒布となる。この布告は四民平等の理想をかかげた点に特色があり、学問、教育の目的を「身を立てる財本」「其産を治め、其業を昌にする」「一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」「幼童子弟は男女の別なく、小学に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事」「従来の因襲の弊、学問は士人以上の事とし、国家の為にすと唱うるを以て、学費および衣食の用に至るまで多く官に依頼し、之を給するに非ざれば学ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず、是皆惑へるの甚しきもの也、自今以後是等の弊を改め、一般の人民他事をなげうち、自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事」という原則の上に立つ義務教育制をとったのであり、政府の強い意欲がうかがわれるものである。

学制はフランスの学制にならい、全国を八大学区にわけ、区ごとに大学をおき、一大学区を三十二中学区に、各区に中学校を、一中学区を二十小学校区に、各区に小学校をおくという三段階制であった。この計画に従って学制発布の翌年には小学校数は公立八千、私立四千五百に達し、学齢児童の四十パーセント近くが就学している。

一宮藩においては、明治二年旧陣屋外郭の廃寺を校舎に学問所を開設し、これを崇文館と名づけた。版籍奉還の後、一宮県立学校となり、五年九月に廃校となっている。翌六年崇文館跡と一の宮藩筆学所とを仮校舎として、一宮西小学校・一宮東小学校が設立された。

加えて教員免状を持つ者だけではまにあわないので、字の読めるものは誰でも教員にしたり、失業士族救済の一助となるなど、教授上にいろいろの支障をきたすことも多く、新教育が実地に生かされぬこともしばしばあったのである。

明治八年統一ある千葉県が誕生し、第一大学区に属し、八中学区に分ち、学区取締を二〇五名任命した。下等小学(六歳より九歳)上等小学(六歳より十三歳)の二科となっていたのが、明治八年一月、学齢を満六歳から十四歳までとし上下二等の課程を各八級に分け六カ月を修学期とした。

女子の就学は男子に比して振わず、一般の無理解と貧困等によるものであり、九年七月には就学督励のため県は学齢調査概則を定めて主旨の徹底をはかり、十年十二月には「貧民子女学資金給与規則」を制定して就学不能の貧民に県から資金を給与し、学事の振興に努力している。

明治十二年教育令の発布により従来の大中小学区の制度が廃止され、更に十七年にも県では実際に即して学区の改正を行なっている。

明治十四年小学教則綱領により、教科は初等・中等・高等とわかれ、初等・中等は各三年、高等は二年の年限となった。同年一宮西小学校は公立一宮小学校となり、東小学校は附属となった。当時の状況は訓導三、助手五、生徒数男二百十四、女百十一である。明治十九年、二十三年と小学校令が出されて教育内容は画一化し、日清戦争の後はこの傾向がますます強くなって行った。十九年の小学校令の制定により学校制度がほぼ確立し、小学校最初の四年間を義務教

育とし、二十一年に一宮本郷村立一宮高等尋常小学校となった。二十五年公立一宮小学校附属東小学校は独立して桃園小学校となり、三十三年一宮尋常高等小学校と合併される。明治四十年に義務教育が小学校最初の六年間となり、就学率も末年には九十七パーセント(全国平均)というめざましい躍進を示している。

明治六年十月十八日東浪見村字大村正満寺本堂を以て小学校を創立した。明治九年九月旧郷倉に移転し、十五年、綱田村外四カ村連合、北小学校と称することになる。二十年四月東浪見尋常小学校と改称。二十年七月には二学年補習科設置許可があり、二十五年八月新築落成の校舎に移転した。

綱田小学校は明治六年十二月寺院を仮用して開校し、九年六月校舎を新築し、三十四年五月東浪見小学校に合併する。

三十四年五月東浪見尋常小学校、綱田尋常小学校を廃して東浪見小学校を置く。その際知事より認可された写しは次のとおりである。

庶収第二三九二号

長生郡東浪見村

今般小学校令第九条ニ依り知事ノ認可ヲ得東浪見村東浪見尋常小学校及綱田尋常小学校ノ二校ヲ廢シ更ニ一校ト為シ位置ヲ東浪見村大字東浪見字苗代二千七百五十六番地、二千七百五十番地、二千七百五十二番地、二千七百五十三番地、二千七百五十四番地、二千七百五十五番地ニ定ム。

明治三十四年五月一日

千葉県長生郡長 川瀬 渡



明治六年十月戸籍生年簿

長、戸長は官選、副戸長は従来通りとし、規則が定められ九月から執行された。

区・戸長と区の間結びつきは弱くなり、江戸時代より培われた村役人層の支配力が著しく減退することになり、新区・戸長は中央政府に依頼するところ多く、七年の区長官選によって官吏なみの身分となつて、村落の代表という面が薄れて来た。

一宮本郷村、一宮新笈村、東浪見村、綱田村は第七大区(大区扱所 茂原)四小区に属し、この区分の中には他に次の十六カ村が含まれる。

- 猿袋村 寺崎村 北山田村 大谷木村 下ノ郷村 岩井村 小滝

三十四年六月十一日東浪見尋常小学校へ高等小学校の教科併置の件が認可されている。

不就学の原因の多くは貧困によるもので、この救済方法としては、前記寄付金による学資の支給を各町村の保護会によってたさしめ、その就学を容易にしようとしている。

戸籍法と徴兵制 明治四年の廃藩置県以後、県の廃合はめまぐるしく行なわれ、どしどし新しい行政区画がつくられた。更に明治四年に出た戸籍法により県下の行政区画も又別の姿をとるようになった。即ち江戸時代の地方の区画は、国一郡一町村という形であったが、国と郡とは単に地域を示す区画に過ぎず、国又は郡に支配区域(地方行政区画)という性格はなかった。村にはある程度地方行政画的性質があったが、江戸時代の村は非常に小さく、現在、大字とよばれているものが大体昔の村であったと考えられるのである。

明治四年に出された戸籍法は、戸籍事務取扱のための行政区画として区を設けた。いくつかの町村をいっしょにして区を作り(小区)、この小区をいくつか合わせて大区を作った。しかしこの区分は現実の住民の生活範囲とは関係なく、一定の規準によって机上で区分を行なったものである。大区には区長、小区には戸長・副戸長がおかれ、戸籍の作成と管理などの事務にあたり、その区内の戸数人員生死出入などを詳にすることを掌った。この役は、はじめは従来

- 村 河ス谷村 上市場村 川島村 東浪見村 綱田村 椎木村 中原村 和泉村

明治四年に出された戸籍法によって、翌五年につくられた戸籍が壬申戸籍とよばれるものである。これは華族・士族・平民という身分の別に関係なく、家屋敷を単位にしてつくられたもので、戸(家)には戸主を定め、戸主は戸内の総人員・姓名・年齢・戸主との続柄・寺・氏神などを申告し、「家」に関するすべての責任と権限を持たされていた。政府は、県庁一区长一戸長一戸主というつながりによって国民の全体を把握しようとしたのである。

明治八年五月の第七大区四小区の戸籍表

- 上総国長柄郡
- 猿袋村 寺崎村 北山田村 大谷木村
- 下ノ郷村 上ノ郷村 岩井村 小滝村
- 河スヶ谷村 上市場村 川島村 一宮
- 本郷村 一宮新笈村 東浪見村 綱田
- 村 椎木村 中原村 和泉村
- 合十八ヶ村

戸数 二十二社

- 社数 二十二社
- 内 国幣中社 一
- 内 村社 二十一
- 寺数 四十六ヶ寺
- 内 小本寺 二

明治8年有職分表

	男		女			男		女	
	男	女	男	女		男	女	男	女
官員	4	—	工	358	6	副戸長	16	—	
神官	2	—	商	439	194	小学校教師	11	—	
兵隊	3	—	雜	133	7	教導職僧侶	36	—	
英学	2	—	雇人	4,751 1,016	5,413	教導職神官	7	—	
医術	22	—	区長	1	—	郵便取扱人	1	—	
筆学	7	—	副区長	1	—				
農	3,782	5,206	戸長	1	—				

第七大区 四小区

第七大区四小区 他管轄へ寄留表

	本 人			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
官員	7	7	—	18	3	15
士族	27	26	1	113	41	72
兵隊	3	3	—	—	—	—
医術	1	1	—	—	—	—
農	10	10	—	17	11	6
工	6	6	—	19	12	7
商	26	25	1	51	26	25
雜業	65	51	14	72	34	38
備人	86	69	17	—	—	—
脩行人	4	4	—	—	—	—
計	235	202	33	290	127	163

戸数
社数 六ヶ社
寺数 十四ヶ寺
戸数 千十三戸
内入寄留 一戸
総計 千三十四戸

明治八年の第七大区六小区の戸籍表
第七大区六小区戸籍表
上総国長柄郡
網田村 椎木村 中原村 和泉村 東
浪見村 舎五ヶ村

人員表

	戸 主			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
士族	83	80	3	284	94	190
僧	41	41	—	18 弟子4	8 弟子4	10
平民	2,724	2,640	84	12,134	4,805	7,329
計	2,848	2,761	87	12,440	4,911	7,529

本寺 有住 三十九ヶ寺
無住 五ヶ寺
戸数 二千七百四十九戸
内入寄留 一戸
総計 二千八百戸
戸数之計
取締所 一 大区扱所 一 小区扱所 一 小学校公立
七 説教所 十五 陸運会社私立 三 郵便局 一
旧陣屋 一 土蔵郷立 十一 明家 二十 網置場 十六
村持堂 七

第七大区四小区 他管轄より寄留表

	本 人			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
神官	4	4	—	—	—	—
士族	1	1	—	3	1	2
工	2	2	—	—	—	—
雜業	14	—	14	—	—	—
備人	1	—	1	—	—	—
計	22	7	15	3	1	2

男女別年齢別人員表

	男	女
14以下	2,278	2,150
15以上	896	2,898
21以上	2,192	—
40以上	1,663	2,515
60以上	625	—
80以上	18	53
計	7,672	7,616

	計	男	女
夫婦	6,844	3,422	3,422
出生	455	242	213
廃疾	42	30	12
脱藩	6	6	—
懲役	9	9	—
死亡	319	161	158

明治8年有職分表

	男	女
官 員	1	—
兵 隊	4	—
僧	11	—
本邦学	2	—
医 術	13	—
筆 学	1	—
農	1,680	1,600
工	21	—
商	46	51
雑 業	23	17
計	1,802	1,668

(第七大区六小区)

区内の戸籍をつくり管理することが戸長の重要な役目であったが、これは次に述べる徴兵制の準備と無関係であり得ないものを持っている。江戸時代の軍事的勤務は武士階級のみが行なっており、明治新政府もその初頭においては諸藩の兵を徴用し、石高に応じて一定の常備兵を各藩に備えさせていたが、明治三年十一月に徴兵規則が制定され、翌年一月から各道府藩県で士族・卒・庶人に関係なく身体強壯の者を一万石につき五人ずつ差し出すべきことを命じた。しかしまだ新政府に実力が乏しかったためこの徴兵はあまり成功していないのである。

廢藩置縣が断行されて中央集権の体制が一応整うと、各藩の藩兵を解散し、鎮台を設置して諸兵を徴し、鎮台兵とし、三年十月には兵制統一の布告(海軍はイギリス式、陸軍はフランス式)が出され、四年二月には薩・長・土三藩の兵約一万をして天皇守衛の任にあたらせ「御親兵」(明治五年近衛兵と改称)と称した。同じく四年十二月に山県らは四民皆平等に兵役に服させることを請い、五年十一月に全国徴兵の詔が下り、これに関する太政官の告諭が出され、翌六

男女別、年齢別人員表

	男	女
14 以下	848	832
15 以上	291	1,051
21 以上	839	—
40 以上	633	967
60 以上	260	—
80 以上	4	31
計	2,875	2,881

	計	男	女
夫 婦	2,570	1,285	1,285
出 生	205	110	95
棄 児	2	1	1
廢 疾	21	17	4

人 員 表

	戸 主			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
華 族	—	—	—	—	—	—
士 族	—	—	—	—	—	—
平 民	1,013	984	29	4,743	1,891	2,852
計	1,013	984	29	4,743	1,891	2,852

第七大区六小区 他管轄よりの寄留表

	本 人			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
士 族	1	—	1	—	—	—
商	1	1	—	2	—	2
雑 業	—	—	—	1	1	—
計	2	1	1	3	1	2

第七大区六小区 他管轄へ寄留表

	戸 主			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
官 員	1	1	—	—	—	—
医 術	1	1	—	—	—	—
農	10	10	—	17	11	6
工	2	2	—	4	4	—
商	5	5	—	13	9	4
雑 業	—	—	—	9	2	7
計	19	19	—	43	26	17

年一月十日(太陽暦採用により明治五年十二月三日をもって明治六年一月一日とした。)に徴発令は発令された。告諭の中で、新しい徴兵制は士族の常識を剝奪するものであることを明白に宣言し、「上下を平均し、人權を齊一にする道」に立つて士・民の別なく「皇國一般の民」として国に報ずるのだという国民皆兵の理想がのべられている。又士族の不満が各地に諸種の動きをひきおこした。

民衆を強く刺激したものは告諭の中にある「西人之れ(兵役)を称して血税と言う、其生血を以て国に報ずるの謂なり」とある文の誤解からで、血税とは血をしぼりとられることで徴兵で若い者をとってその生血を西洋人に飲ませるのだ。ブドウ酒というのがそれであり、赤い毛布、軍服、軍帽の赤色も血で染めたものだというので、血税騒動、血税一揆にまで発展した地方もある。

国民皆兵のたてまえをとった徴兵制であるが、官公吏、官公立専門学校生徒、洋行修業中の者、代人料二百七十円を納めた者、戸主とそのあとつぎは正式に役を免除されていた。即ちこれらの人々は新政府にとって大切だとされた人々であり、貧しい者に対する免役の規定はなかったその日の生活に追われる一般民衆にとっては大きな痛手であったので、血税騒動も単に民衆の誤解だけがその原因であったとは考えられないものがある。これは「徴兵・懲役一字の違い、腰にサーベル・鉄鎖り」とうたわれ、徴兵の盛んに行なわれたりした。

明治六年東京外五カ所に鎮台を設け、同年四月徴兵令による壮丁をはじめて東京鎮台に入り、翌年から漸次他の鎮台にも入営した。

西欧諸国の圧力によって開国した当時の日本としては一日も早く統一国家を作らねばならず、「富国強兵」は絶対の目標であり、欧米先進国の成果が急激にとり入れられた結果、経費支出要求も急増した。しかも歳費の三十パーセントを大名や武士の家禄として支出していることは非常に当を得ないのでこれを中止して「富国強兵」にふりむけることとしたのが秩禄処分である。こうした富国強兵をめざす政府の基本方針の下に着々と整備がととのい、明治六年四月末には習志野の演習を明治天皇が統監されている。

明治六年一月印旛郡佐倉が東京鎮台の第三師管と定められ、七年五月歩兵第二聯隊第一大隊の屯営となり、同年十月から十一月にかけて初入営がみられ、以後本町出身者で同所に入営する者多くを数えるようになった。

地租改正 陸軍・海軍の整備に伴う経費の最大の収入源は地租であり、統一国家として政治の統一をはかるためには貢租の統一の必要を知り、地租改正が断行されることになった。しかしこれまで地方によって違いのあった租税制度を改正するのは容易ではないので、明治元年八月、諸国の税法は一兩年は旧によることに定め、十二月には村々の土地は農民に所有権のあることを確認し、四年田畑勝手造りが許された。同年には田米正納以外の金納も許され、五年に地所永代売買の禁止を解除し、土地を売買した際は地券が渡され、その土地の所有者であるという証拠になった。

明治六年七月勅語を出されて地租改正条例が發布された。その勅語に「税金のことは政府にとっても人民にとっても、もっとも大切

が確定するものと考えられたのである。

明治六年七月地租改正条例が發布され千葉県においても「地租改正に付人民心得書」を制定した。この心得書は実際に印刷されて各村に配布され、一大区又は二大区毎に一カ所ずつの取調所を設け官員が出張して地租改正の事務を行なう際、諸事差配すべきものとしている。地租改正の一番の難関である地価の決定についてこの人民心得書は「従前の石盛や貢租等は一切ないものとみなして、これを定むべきものとし、これまで直作、小作地の別なく小作入付（小作料のこと）何程として、地価を定めて来た土地は、石入付高よりこの後の地租（地価の一〇〇分の三）および作入用（地租の三分の一まで）等を引去った地主の所得となるべき米金から、その村従前売買仕来の方法によって、地価を算出して記載すべきものとし、畑で永取（銭納）の場所は、小作料の額の異同が多いので、小作地であっても、直作のものともみなし、一カ年の取上高の中から種肥代やこの後の地租村入用等を引去り、従前売買仕来の方法によって至当の地価を算出すべきものとなりました。従来売買の仕来というのは、それぞれの方で、たとえば、土地の代価は小作料年額の十倍というような慣行があるうから、その慣行の倍数によって地価を定めるべきであるというのです。地方官心得書では、直作地で、六分、小作地で四分で、右直作地、小作地の各場合の金額を割って地価を定める例を挙げていますが、千葉県では、右の率はそれぞれの地方の慣習によることにしたのです。持主かぎり右の地価を申出ますと、その地の正副戸長がとくと調査の上、不都合がなければ、別紙雛形

なことだからこの法律を出すのだ。」と説明している。この条例は七章より成り、主な内容は次のとおりである。

- (1) これまでの年貢は収穫高の何割という課税であったのを、農地の値段（地価）の何パーセントというように決める。
- (2) 当分は税率を地価の一〇〇分の三（三パーセント）とする。農作物の出来具合によってこの率をかえることをしない。
- (3) 地租は金納制とする。
- (4) 地租を納める義務のあるのは、その農地の所有者である。

このようにして地租改正の法律は定まり、実施に移されたのであるが、田畑宅地の分は明治六年からはじまって九年ごろに、山林原野の分は十四年になって概ね終了した。土地の実地調査・測量・地価の決定と多くの時間と手間を要する難事だったので一村内数カ所に行なうにとどめたり、はじめから全体としての地租の額を決め調査の結果を予定額に合わせたりするというようなこともあった。

地租の改正は決して軽減を目ざしたのではなく、かなりの重税でもあったので、農民の期待は大きく裏切られた。又地租の金納制は貨幣経済の農村への大巾な滲出をいみずるものでもあった。

財政上の必要から実施された地租改正であるが、同時に土地制度改革の意味をも有していたのである。即ち明治五年に実施された地券は地租収納のための制度であったが、これは土地の所有権を表示するものでもあったので、同年の地所売買譲渡に付地券渡方規則には地券を「地所持主たる確証」としており、地租改正後は土地の調査、地価算定の上に地券が下付され、これによって「耕地所有之証」

の地価帳を作り、一筆限り持主に名前下に調印させ、正副戸長立会人とも奥書連印の上、県庁へ差出すべき定めてした。県ではこれを取調べた上で、前記のように仮決定とし、または再調査を命じた上で、現地に臨み、地引帳と地引絵図とを照らし合わせて検討する、という段取りになったわけです。」（千葉県史明治編）

このような方針のもとに、明治六年から千葉県でも地租改正事業を始めたが、県庁の焼失等により思うように進捗せず、明治八年九月県から取調方の巡視をするようにとの各大区に対する達しがあり、正副区長の中一人、正副戸長総員の中約四分の人員が申し合わせて地租改正取調に従事すべきことに決まった。が実際に着手したのは翌年十月である。

明治九年中に改正を完成するという政府の方針に刺激されて促進をはかったので追々に成果があがり、同年八月土地の丈量が終り、地価等級の調査に着手した。これはかなり困難な仕事であったので、各大区に模範村を設けてこれにならわせ、戸長・改租総代人・老農の意見を徴するなど各村間に著しい違いの生じないようにし、地価の決定に必要な米麦価の算定には明治三年以後五年間の各地の時価の平均に基づくなどして、田畑宅地の改租は明治十一年にはほぼ完了した。山林原野の地価決定もこれに続いて十三年一月より始められている。

地租改正のために要した費用の一端を次の文書によって知ることができよう。

明治九年地租改正 払出受取証

夫賃之部

一、金 八錢六厘也 明治九年九月十二日 茂原仮調所 夫賃一

里十六丁 但一里ニ付金三錢五厘

右正ニ受取候也 上総国長柄郡一宮本郷村

通運会社 ㊦

修繕費之部

一、金 八錢三厘也 改正調所ニテ 用 茶釜イカケ賃

右正ニ受取候也 上総国長柄郡一宮本郷村

林太郎右衛門 ㊦

臨時費之部

一、金 三十九錢也 ニ付大工二人手間代但一人ニ付金

十九錢五厘

右正ニ受取候也 上総国長柄郡一宮本郷村

原田忠兵衛 ㊦

一、金 二円二十五錢五厘也 九年九月十六日夕廿二日迄

四十一人前代但一人前ニ付金五錢五厘

右正ニ受取候也 上総国長柄郡一宮本郷村

田中新五 之助 ㊦

一、金 五錢也 茂原行

右正ニ受取候也 上総国長柄郡一宮本郷村

中村長三郎 ㊦

一、金 六十五錢也

右正ニ受取候也

上総国長柄郡一宮本郷村

森田九郎右衛門 ㊦

一、金 二円也 茂原行

右正ニ受取候也

上総国長柄郡一宮本郷村

中村安兵衛 ㊦

議事章程 明治四年七月の廢藩置県によって藩議會は消滅し、

太政官の組織を正院、左院、右院に分ち、左院を立法機關とした。

地方でもこの線に添って民会が各地で開かれ、印旛郡、木更津郡において明治五年に民会が設けられている。

木更津郡では県令柴原和が県内に民会を起そうとし、管内を九区に分ち、各町地から総代人を、更に区ごとに二人の代議人を定めさせることとし、六年二月に各区の代議人がきまり、議事則(二十一

条)が頒布された。「この議事則は、『夫(そ)れは人民を保護する者にして人民を抑制する者に非ず』という第一条に始まり、県庁はさうい

うものであるからその命令は人民をしてその自由を遂げ、その幸福を享けしめんがために計らないものはないが、上下の情が相通じな

いときは、県庁の命令もその趣意が貫徹しないものがあるかもしれない。さりとて五〇万県民の一人一人に相談するわけにはいかない

から、この度新たに議事所を開いて、代議人を選び、大に民事を議せしめようとするのである。代議人の法がすでに定まった上は、代

議人は管下人民一般の選挙する所であるから、代議人の可とすることは管下人民一般が可とすることであり、その不可ということは管

下人民一般が不可とすることである。しかし、代議人は事を議する

決している。この會議の議長木戸孝允の言によると全国で

民会を開くもの

七県

区戸長会を開くもの

一府二十二県

議會のないもの

二府十七県

明らかでないもの

県

となっている。

地方民会に入るはずの町村会のことはこの時の會議では問題とされなかった。

明治九年一月県は議事章程を変更し、大区議事會章程も改正した。その施行の達しにより小区會議・町村會議を開こうとする所も生じた。

その後次第に区會町村會の意義が大きくなったので、政府は十三年に区町村會法一〇条を定めて区町村會の設置を強制した。これは大綱を定めるだけで詳細については各地の実状に即して定めさせる目的であったが、うまくいかなかったので十七年に、区町村會法の全文改正が行なわれ、府知事県令・区戸長の権限が強化されている。又戸長公選制も廢止されて官選制となった。

明治十四年度

一宮村議會現狀

明治14~15年度

明治十四年度戸長役場扱費不足金所分方議案が提出された。当時のそれにみると、

明治十四年度戸長役場扱費不足高 二十円九十三錢二厘、但し当十五年度一般の協議費へ組込み徴収することにした、とある。

戸長役場扱費は地方税中より下付されたもので、該扱い方過不足金の件に就いては、その町村会の決議を経て協議費より支弁するものであつて、ここに徴収を要求する所以であると、所分方を願う。また翌十五年度各協議費割賦法その他改正議案が提出され、それによると、

一般協議費計高 千五百九十九円六十銭五厘

内訳

一号原案協議費予算高 千八百五十五円五十銭

二号原案招魂祭費不足高 五十三円十七銭四厘

三号原案役場費不足高 二十円九十三銭一厘

その内訳は次の通り

八百六十九円七十銭四厘 地租掛高七歩五厘。二百八十九円九十

銭一厘 戸数掛高二歩五厘。総戸数凡そ八百戸に割一戸に付き三十

六銭二厘三毛七糸六糸。但しこれは去る二年度以後決議の割合であ

つて、戸数は概略を示すもの。同十五年度分費金免除者当時調に付

き実施される時は必ず異動があつた。

夫役代納金計高は二百十円で、その内訳は六十円 四号原案常備

人夫代納金見積高で、百五十円 五号原案 洲凌人夫代納金見積高

であり、その計金二百十円は夫役勤務者凡そ六百戸二割一戸に付き

三十五銭である。

但し本費金を前一条の協議費へ組入れ、さらに割賦法を改正して

徴収しなければならない。また次に改正割賦法を掲げると、

本条金員を別途徴収するに役場に於いて一層の手續を生ずるかた

め依つて一条へ組入れ次の改正割賦法を要する所以なり、かつ、二両条の戸掛費を合併せば夫役勤務者一戸の経費金七十一銭二厘四毛弱となる。また総戸掛親高二回を併せると四百九十九円九十銭一厘となる。と改正割賦法を述べている。

千三百六十九円六十銭五厘前兩条合員合併高で、この内八百六十二円八十五銭一厘地租掛高の六歩三厘とす。五百六円七十五銭四厘戸数掛高を三歩七厘とし、凡そ八百戸に割一戸に付き金六十三銭三厘となる。

本条割賦の全員を以て第1、2両条の各全員を比較してみると、

『この表金六円八十五銭三厘全員を地租掛に減じて戸数掛を増し聊戸小民の困難を来たすか如き者ありと雖ども、その実決して此の如き者にあらざるなり』と述べている。また、『第一条の説明中揭示の戸掛費と本条一戸掛とを比較してみると、本条の費金七銭九厘四毛を減じた。そこで該減省の金員を六百戸にすれば合計四十七円六十四銭減になり、該減額の全員は戸長以下各夫以下各夫以下各夫役除役者の戸数へ増すものでありと』また『該減額勿ちしめんと欲して本条割賦法を換へば2条説明中揭示の全員を得るといへども如何にせん地租掛費の多分減額し生じ該減額の全員はまた各夫役除役戸数にて救助するに至るに付きよつて斟酌して書面の割賦法を提出せしものなり』と、ながながと述べている。

百五十円 六号原案水役給料その他予算高で、費内各提防及び水路修繕等の材木その他各費金一般協議費のうち道路橋梁費と出納上自然混淆する憂あるを以て本条の交換を要する所以なり。且つ各協

議費出所の名称を存し及び毎費且割賦法を挙ぐるは勿論なれども、

偽に理のみを以てこれを推究せば、実施上事或は多端に涉り到底手数を要し徒に之が費用を増するものあるに至る持費用の増すは彼我ともに憂いる所なり。因て本案第2条の金員を第1条へ込め而して第2条中第二項の費目を改め第4条の費目と交換するのを冀望する所以なり。と

本原並びに郡役所追徴金及び臨時費賦課方議案

十二円二十六銭三厘(獄建築修繕并勸業費追徴金但し地租金十円に付き金三銭二厘)

二十四円五十三銭四厘(長柄上植生兩郡連合会費臨時掛金 但し

地租金十円に付き金三銭九厘八毛一戸に付き金一銭一厘)。七十一円

三十銭九厘(道路修繕費)但し地租金十円に付き十二銭一戸に付き

三銭になる。

合金百八円十銭六厘 賦課前記の通りにし方今公務多端の際その都度徴収相成り益々間操替上納致し置きに付ては該割賦方は当十五年度地方税割賦法を用いて徴収をなさんとす。但し本文官達の追徴金及び臨時費などの類は今後当役場扱の方は総て役場徴収季節の地方税割賦法に準拠徴収するものとせん。と説明を加えている。

種痘医及び世話掛増給等の議案については十円(種痘医一名年給)

内六円(従前決議の全員) 四円増給。六円(同世話掛一名年給) 内

四円(従前決議の全員) 二円増給。一円(種痘医出張所借家料) 計

十七円、但し前々決議之通り衛生費借金の利子より支出するものと

す。

種痘については、去る明治九年内務省甲第十六号を以て天然痘予防規則布達相成之付き本県においても同年甲第一七七号、同十二年甲二十六号を以て種痘順序達せられし処、昨十四年本県甲第九号を以て該種痘順序を廃止するといへども該達中種痘医規則及び天然痘予防規則は従前の通りたるべしと達せられるに付ては従前達の種痘所及び世話掛は無論廃止と相成り且つ種痘医といへども当役場より支給するは聊勸奨に過る景況ありといへどもすでに天然痘予防規則第五条に送籍の時は必ず第2条に掲ぐる医師の証書を所持す可しと之あり程の処内部内人民においては未だ種痘の必要なるを知らざるの徒勤からざるを以て種痘医の出張所を設けしめ、特に当管内の如き未痘全多人数なれば医員一名にて諸事差支あるは勿論に付き更に世話掛を置しとす。

且つ種痘医の給料において前世世話より兼ねて具申の次第も之あるに付き該増給は勿論世話掛も書面の増給をなさんとす。

明治十五年八月

村会 決議書

同十五年度 役場管轄その他協議 予算の議案

三十五円 役場管轄費 聯合会決議によるもの

四百九十三円 戸長筆生増給出役日当

第一款 四十八円 戸長増給一ヵ月 金四円割

第二款 四百三十円 筆生八名増給一ヵ月一人金四円五十銭

割

但昨年度決議の定 有り且日給給与方寄捨(総)て昨年度決議に準拠するものなり。

第三款 十五円 出役日当

但 昨年度決議の金額金五円と増す 且日当支出方は郡内出役一日金二十五銭出巢出役 旅費一日金一元 滞在一日金五十銭となさんとす。

第三条 五十円 役場増員小使一名 給料一カ月金四円五十銭

但し昨年度決議の金員金六円を増す。

七十二円 学務委員三名 年給但し昨年決議

二十五円 村捨代八名 日当但し前回同断の内十円を減す

六十八円 組長十七名 給料一人に付き年金四円

七十円 伍伍長三十五名 給料一人に付年金四円

八十八円五十銭 組長附属小使十七名 給料一カ年分

四十円 通常会議諸費

第一款 二十五円 議員二十五名 日当四分一日一人金十

五銭

第二款 五円 書記二名 日当五分一日一人金五十銭

第三款 一元 受付一名 日当四分一日金二十五銭割

第四款 九円 議案筆料その他諸雜費

十二円 役場宿直油代その他入用費 二円増す

二十四円 諸臨時費 十四円を増す

三十六円 旧新山番 九人分年給

五十円 道路橋梁渡船修繕費 二十円増す

二十八円 神社祭典諸費 十円増す
合金千八百五十銭

議長 永田 善次

明治十五年八月十三日

東浪見村會議案綴(明治二十二年六月)

東浪見村々會議事仮細則

第一条 會議ハ午前第九時ニ始マリ午後第四時ニ終ル時 ニヨリ

議長ノ意見ヲ以テ之ヲ伸縮スルコトアル可シ

第二条 議事ノ始終ハ擊拆ヲ以テ之ヲ報之

第三条 議員欠席スル時ハ開會時限前ノ之ヲ議長ニ報ス可シ

第四条 議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 會議中ニ議長ト呼ヒ議員ハ番号ヲ稱ス可シ

第六条 議案ノ可否ハ三次會ヲ經テ之ヲ決ス可シ

第七条 第一次會ハ議長呈記ヲシテ議案ヲ朗誦セシメ總體、就キ

其可否ヲ決ス

第八条 第二次會ハ議長呈記ヲシテ議案ヲ逐條朗誦セシメ其可否

ヲ決ス

第九条 第三次會議議長呈記ヲシテ第二次會ニ於テ議決セン議案ヲ

朗誦セシメ全體ニキ其可否ヲ決ス

第十条 發言セント欲スル者ハ起立シテ議長ヲ呼 其許可ヲ受ク

可シ

第十一条 會議ハ議長ニ向ヒ之ヲ為ス可シ

第十二条 第三次會ニ於テハ一議題ニ付發言一回ニ起フル事ヲ得

第十三条 賛成者ナキ動議ハ會議ノ問題トナス事ヲ得ス

第十四条 議案ノ修正ヲ要スル時ハ議長ハ議員中ヨリ委員四名ヲ

互撰シ又ヲ修正セシム可シ

第十五条 論弁未タ終ラスト雖モ議長ニ於テ論旨 ニ益キタリト

認ムル時ハ其議題ノ可否ヲ決ス可シ

第十六条 出席ノ議員ハ可否ノ數ニ加ハラサルヲ得ス

第十七条 可否ヲ決スルニ起立ヲ以テス

第十八条 此仮細則ハ教育及ヒ水利土切會ニモ適用ス

第十九条 議員中細則ニ違背シタル議員ニ科スヘキ項目ナキハ本

則ハ仮細則ナルニヨリ科目ヲ設 ス。(秋場市議員)

条例第一号について次の様に述べている。

百四十条ノ議員 自治団結内に更に独立の小組織を存続するの調

なく如シ 然る時實際に就きて見れば往來の慣行に依り町村区域

内に特別の財産を有する部落あるは勿論本条の施行ノ際ただ今の小

町村を合併すれば多少部落にある小町村を生ずるは實際免レズ故に

本条ニ於て各部落ニ特別の財産をなし又は特別の組織を要する事情

は務めて旧例をなし各部落利害をして互に抵弱するを避けしむる

り。

また区長を設けるの例は自慢の良元素を市町村制中に加るもの

して旧制の伍長組長等の例を襲用せるなり。

東浪見村教育費明治廿三年度支出收入予算議案

支出之部 一、金三百八十九円四十銭三厘 教育費

此記 (七十五円四十銭二厘)

此記

(三十一円一厘)

金二百十七円 東浪見尋常小学校費

内

(八円)

金百二十円 教員給料 正科訓導一人 月俸金十円(九円)

(九十六円)

金七十二円 助手給料 某科訓導二人 (一人月俸二十二円)

金六円 小使給料 小使一人 月給金五十銭

金十四円 需用費 薪炭書籍其他雜品購求費

金五円 營繕費 修繕予備金

一、金百五十八円四十銭二厘 綱田尋常小学校費

内

金百二十円 教員給料 正科訓導一人月俸金十円

金二十四円 助手給料 助手一人月俸金二元

金二十四円 小使給料 小使一人一ヶ月金二十銭

金十一円二厘 需用費 薪炭筆口墨其他雜品購求費

金一元 營繕費 修繕予備金

收入之部 (八十九円四十銭三厘)

一、金三百七十五円四十銭二厘 教育費、予算額

内 金百八十六円 授業料収入

但生徒東浪見校百人 綱田校五十五人惣人員千八百六十人
一人一ヶ月金十銭

但一家数名ヲ入学セシムルモノハ一人ノ分半額トス

差引金百八十九円四十銭二厘

(二百三円四十銭三厘)

内

金九十二円四十銭二厘 東浪見村綱田負担額

内

金七十九円七十七銭五厘 学資利朱及・・・収金

金八円八十銭二厘 地価割

但二月一日現在惣地価金一万三千七百六十三円七十八銭五

厘地価金十円ニ付六厘三毛九糸五忽

金三円八十二銭五厘 別割

但二月一日現在惣戸数五十一戸一戸ニ付金七銭五厘

金九十五円 東浪見村東浪見負担額

(百六十円一厘)

内

金七十二円九十銭 学資利朱

金十五円四十七銭 地価割

(二十六円五十五銭一厘)

但二月一日現在惣地価金十萬二千五百十三円五十九銭地価

金十円ニ付金二厘五毛六糸五忽

金六円六十三銭 左別割

(十一円五十五銭)

警察制度 江戸時代の警察制度として、幕府では町奉行、火付盗賊改、代官などを置き管内の警察について扱い、大名の頒分も凡そこれに準じていた。しかし領地支配の区分が複雑であったりしたため警察上非常に困難な問題をひき起こすことがしばしば生じた。そこで幕府は関東取締出役や五人組の制(もよりの五家を組合わせて互いに警戒させて秩序を保つ制度。後に相互扶助的な機能をも果すようになった。)を設けてこれを補った。

こういう状態を受け継いで明治の警察制度は始まるのであるが、まず中央の機関として明治初年に刑部省と弾正台があり、東京府では明治二年に府兵の制を設けたが四年の廃藩置県によって新制度を設ける必要が生じ、同年十月に邏卒を備えることになった。明治五年八月司法省に警保寮が設けられ、東京邏卒の指揮及び各地方に大少警視・大少警部の派遣と、各府県新設の捕亡吏・取締組・番人等の指揮にあたった。

木更津県で明治四年十一月県創置とともに捕亡吏を置いていたが、五年には大網(山辺郡)松尾(武射郡)勝浦(夷隅郡)一宮本郷(長柄郡)北条(安房郡)横渚(長狭郡)に取締所を設け、大属以下三名、捕亡吏六・七名を派遣駐在させ、人民保護匪徒逮捕の事を掌らせ、その地方の訴訟を裁判した。明治六年にはこれまでの村小役を廃して邏卒を置くことについて県議会にはかり可決されている。明治八年三月、行政警察規則が定められ四月より施行、従来の捕亡吏、取締組、番人等を邏卒と改称し、同年六月の地方官会議で地方警察の問題が論ぜられ、同年十月邏卒を巡查と改称した。千葉

但二月一日現在惣戸数三百八十五戸一名ニ付金三銭
(役場)

長柄郡東浪見村明治廿三年度才出入予算議案

第一款 役場費

第一項 給料

書記給料 金四十五円 月俸三円七五銭
(五十四円) (四円五十銭一人分)

収入役給料 金四十五円 月俸三円七五銭
(四円五十銭)

使丁給料 金四十二円 月俸一人金二円七五銭
(二人分)

第二項 雑給

報酬 金六七円五十銭 村長三十円、助役廿五円、常設委員五人一人二円五十銭

実費弁償額 金十九円

第三項 需用費

備品費 金九円六十銭 官報代万月金五十銭、書籍請求其他一ヶ月三十銭

消耗費 金三三円六十銭 筆紙墨代一ヶ月二円、薪炭油其他一ヶ月金八十銭

印刷費 金六円 伝令書其他印刷代

賄費 金三円五十銭 夜勤弁当料百度分

通信運搬費 金八円四銭七厘 約束郵便税金六円四銭七厘、郵便切手代金一円、運送費一円

雑費 金一円 土瓶茶碗刷毛其他買上代

筆墨料 金七円廿銭 役場吏員四人分一人一ヶ月十五銭

県でもこの規定に基づいて同年十一月に邏卒は廃止されて巡查が任命された。明治七年八月には大区取締所・小区取締所において警察事務を掌らせ、八年一月、三月にそれぞれ小区取締所事務章程、大区取締所事務章程が定められている。明治八年十一月大区取締所を大区出張所・小区取締所を小区屯所と改称。明治十一年内務省達により警察出張所・屯所・分屯所を分署と改め、設置する地名を上につけてよぶことに定められる。

以上のごとく地方警察制度は一応の確立をみた。明治十三年四月に警部課を警察本署と改称して警部長をその長とした。明治十九年の地方官官制で府県知事は行政警察事務について府県令を発しうる事が定められ、警察本署は警察本部と改称された。更に明治二十三年の地方官官制の改革で警察本部は警察部と改正された。

明治十九年の地方官官制で府県内各郡区に警察署を一カ所置き、警察署の下に分署を設置し郡内の警察について掌らせた。千葉県でも明治二十年四月から新しい警察区画を施行している。この頃巡查駐在所が設けられ、明治十年来の交番所が派出所と改められている。明治十六年の地方巡察使復命書資料により当時の千葉県下の犯罪の状況をみると次のようである。「犯罪人逮捕の数は明治十四年(一八八一)には三、一六五人、十五年(一八八二)には二、五四九人であるが、犯罪の種類は賭博がもっとも多い。窃盗ならびに詐偽取財がこれにつき、沿海漁村では殴投創傷の罪を犯す者が多い。また武州、常州に接する地方では強盗が少なくない。元来、千葉県は東南西の三面は海に接して往来集散に不便であるから、悪漢はお

のずから少ないが、ひとり北西部すなわち東京府・埼玉県に接する地方は分合去就が至って便利なので、博徒強盜その他無頼の徒が常に相往来し、ために警察官吏も他に比べるといっそう忙がしい。」

(千葉県史明治編)

明治四年十一月県治条例により県庁事務四課の中の聴訟課が民事刑事の裁判・捕亡のことを掌った。明治五年八月司法職務定制が制定され、裁判所を司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、各区裁判所とし、民事刑事の両課を置いた。関東地方より順次に府県裁判所、区裁判所が置かれることになり、八月に木更津・新治・印旛の裁判所を、又木更津裁判所管内には大網・勝浦、北条の三支庁がおかれ、九月にはこの三支庁はそれぞれ区裁判所と改称された。明治六年六月印旛・木更津県が合併して千葉県となったので、印旛・木更津裁判所を合わせて千葉裁判所と称することになる。明治八年大審院創設にともない司法制度上の改革が行なわれ、司法省と裁判所がはっきりと区別されることになる。この時に規定された裁判所は大審院、高等裁判所、府県裁判所であり、千葉県には府県裁判所として千葉裁判所がおかれ、各地にその支庁が設けられた。同年三月二十六日一宮に千葉裁判所の支庁が設置されている。

明治九年九月府県裁判所の名称を改め、地方裁判所をおき、十四年控訴、始審、治安の裁判所について定め、十五年治罪法(刑事訴訟法)の施行によって千葉県では始審裁判所を千葉・木更津、治安

裁判所を千葉・八日市場・木更津に、重罪裁判所は千葉で開かれることになった。明治二十一年に治安裁判所出張所が一宮本郷村観明寺を仮庁舎として設置されているが、これに関する文書に次のものがある。

明治廿一年度一宮本郷村 治安裁判出張所設置修繕臨時協議費

予算決議

支出の部

一、金二十九円九十三銭三厘 治安裁判出張所設置修繕諸費

内

金十円八十三銭三厘 観明寺座敷廿坪半縁板張諸費

金五十銭 同所五間据置腰掛新調費

金十銭 同寺 面三枚筆耕料

金十八円 当廿一年十月より六ヶ月間借家料

金五十銭 雑費

収入の部

一、金十三円二十六銭 当廿一年十一月より五ヶ月間人民 所口

負引

差引 金十八円六十七銭三厘 但本村雑収入より支払うもの

とす

同年度同所出張所設置修繕臨時協議費増費決議案

支出の部

一、金六円五十七銭 治安裁判出張所設置修繕増費額

内

金三円十五銭 両戸十一奉代

金九十銭 戸走り二間三町女工手間代共

金一円 練側并開戸其他修繕費

金八十八銭 障子張替半紙三十状美濃紙一状代

金六十銭 表具職雇代并生 その他代

その他修繕を要する簡取あるときは委員見込に任ず。但委員は帳議会議員中より二名を互選するものとす。

右収入方は前決議に拠るものとす。

千葉治安裁判所一宮本郷出張所札掛

同二十一年十一月一日登記開ク

明治廿一〇廿二年

今般正に付治安裁判所立位置間村捨代人戸長にて出願書認め調印

明治二十一年九月

千葉県長柄郡一宮本郷村

村捨代人

秦 桂之助

永田 善次

宮重 半次郎

飯塚捨左衛門

片岡八右衛門

浅野久左衛門

戸長

田中 七郎

司法大臣 山田 頭義殿

(美濃紙三通)

同二十四日官より下見分当分の間観明寺に於て回処と不申候

裁判所出張所設置出願

一宮本郷村設置すべき裁判所出張所庁舎に充つべき為め本年九月廿五日家屋無償借用出願今般司法大臣にて聞届けられ候条

明治二十一年十月十二日

千葉県始審判裁判所長 長崎 彊

一、金 三十五円五十八銭三厘

観明寺屋敷廿七坪半諸費

内訳

一、金 五十銭 同所土間

一、金 十銭 西引三枚

一、金 十八銭

一、金 十五銭 会議費

一、金 一円 会議諸費

一、金 七円六十九銭四厘 地租割

地価金 十円に付 一銭九厘七毛

一、金 九十二銭八厘 營業割

一、金 十円七十一銭 戸数割

七百六十五戸 一戸一銭四厘

一、金 十一円二十六銭

一ヶ月 金ニ賃二十五銭二厘 料